

平成 30 年度事業計画書

社会福祉法人 清和園

基本方針

平成 29 年度から経営組織の在り方について社会福祉法人制度改革により、定款変更、評議員会・理事会についても役割を見直し、会計監査人の監査を受けている。新年度を迎え以下を円滑に遂行したい。

現在、介護老人福祉施設等を取り巻く環境は過去にないほど大変厳しい状況が続いておりますが、本年度は通所介護・集合住宅居住者への訪問介護事業に減算が見込まれ、通所介護に心身機能維持などは評価を得られ、特養についても一定の医療提供体制を整え看取った場合等評価があるとのことで、報酬改定の精査をし、収入の安定を図るよう努力したい。

本法人の経営する介護老人福祉施設等の多くも介護に従事する人たちの慢性的な人手不足は、施設運営に厳しい状況をあたえている。国においても介護業務に従事する職員の待遇改善を目的とした介護報酬改定が行われ平成 21 年度から処遇改善交付金が創設され、それに続き 24 年度からは介護職員処遇改善加算として新たに創設、更に平成 27 年度から要件を整えることにより介護職員処遇改善加算の加算率が上がることになった。更に 29 年度は経験や資格等に応じた昇給と結びつけたキャリアアップの仕組みの構築により臨時に介護報酬改定があり、当法人は介護職員に対し、加算率に見合う賃金を大きく見直し、支給している。

また法人としては、介護職員の定着を図る対策、新人職員の発掘のため、介護職員処遇計画・介護福祉士資格取得支援、資質向上のための効果的な研修等の更なる支援を充実させると共に、職場環境の整備、有給の取得の励行、連続した休暇の取得等、介護職員に限らず、常に働きがいのある職場づくりを法人全体で検討し実施していきたい。また介護職員を確保するため、職員に住まいを提供し、遠方からの職員希望者に備えたい。

他に本法人には日本に住んでる外国人を雇用しているが、EPA 介護福祉士事業に 2 年続けて参加し、ベトナム人を 8 人受け入れ、当初は住まいから生活全般の支援をし、勤務してからは

介護福祉士資格試験に受かるよう、まずは日本語の上達に様々な研修を進めてきた。本年度は当初の目的である介護福祉士試験に受かるよう、日本人ともども研修を効果あるものにした。

また日本人職員の研修についても、介護福祉士資格取得に向け希望する職員は、実務者研修受講支援を受講料含め支援していきたい。その他指導者、新人、中途採用、現任職員を対象にした研修を実施し、自らも研鑽できる環境等を整備していきたい。新人については2年目を迎えた高校卒～専門学校・大学卒と採用職員に合わせた職員教習制度を前年度の反省のもと実習を充実させていきたい。

昨年からはじめた、各拠点から職員による研究発表会を実施、研究成果を取り上げ、職員の意識改革や継続に効果があると思われる今後も実施していきたい。

本年度は松戸市での特養等施設が3月オープンしたが、周辺に施設が多く、当初から利用者の満床の経営とはいかないものの、幸い建物は利用者にとっても住みやすく、職員にも働きやすい作りと評判も良いことから、より良い処遇をめざし少しでも早い時期に安定した経営にするべく利用者の確保にあたりたい。

近いうちに起ると言われている大地震や不慮の火災などに備え防災に強い施設づくりを掲げ、法人防災会議でBCPを作成しており、備蓄品も7日間用意し、BCPの訓練もいざという時に備え実態に即した訓練を緊張感を持って実施して行くとともに防災について地域や関係機関と協力し進めていくものとする。

また施設の老朽化に伴う各種修繕を専門家を交え、急な修繕も考えられることから順次計画的に実施していくこととする。

以上により、利用者にとって介護と医療が一体化した安全で利用者・家族の皆様が安心して信頼いただける良質のサービスを提供できるよう一層の努力をしていきたい。

特に本年度は次の事項を重点目標とし、法人組織をあげて実施していくものとする。

記

1. 介護保険法対象施設について

(1) 介護保険制度改正(介護報酬の改定・処遇改善加算体制継続)に伴う事業の完全実施

① 通所介護が2時間単位の基本報酬の設定から1時間単位の設定に、集合住宅居住者への訪問介護事業の減産が見込まれるが、通所介護の心身機能維持などの評価を得られるよう努力をしていきたい。特養については一定の医療提供体制を整え看取った場合等評価があるとのことで、収入の安定を図りたい。

(2) 良質なサービスを提供するために必要な措置

① 良質な職員の確保と定着率を上げるため職員の意識改革を図るための措置。

- ・ 職場環境を見直し充実を図る
- ・ 産業医・衛生管理者と連携しストレスマネジメント制度を実施し、健康管理面での強化
- ・ 仕事上のコミュニケーションの円滑化
- ・ 福利厚生の見直し

② 職員の計画的な研修の実施

- ・ 新人研修、中途採用職員、指導者研修、現任研修の計画的実施
- ・ 緊急時対応・安全な介護職の医療行為・感染症対策の研修強化
- ・ 介護福祉士資格取得のため、年間通しての研修強化及び、希望する職員は、実務者研修受講支援を受講料含め支援
- ・ 他の資格制度についても、援助の見直し
- ・ 非常勤職員に対する研修の徹底
- ・ 施設内研修、施設外研修への計画的実施
- ・ 各拠点の職員による研究発表会を実施

③ 長期的な職員確保に向けて

職員研修で指導的立場にある人を本部に配置し、小学生、中学生、特に高校生に向けた本法人施設の啓蒙活動を広げ高校生の採用に繋げてきたが、今後も人手不足の折、長期的な視野に立ち地方からまた海外からの職員確保に向け、住宅の準備をする等住環境を整えていきたい。法人として確保した職員が将来自信をもって介護福祉士受験できるこ

とを目指し育てていきたい。

- (3) 各施設間相互の財政的・人的協力を通し、各施設の適正な運営、効率化を図る。

2. 老人福祉法対象施設について

養護老人ホームは、契約型施設として介護保険法と深く関わっているのでそれを深く認識し、利用者が安心して安全な生活が送れるよう事業運営に当たるものとする。ここ数年入所時点での重度者が多く、今まで待っているだけで退所するとすぐに入所ができず、去年は稼働率も経営困難な状況まで落ち込み、法人一丸となって養護の現状を各方面に訴え続け漸く行政も施設の存続に向け動きだしました。今後も関係機関と連絡を密にし、処遇の向上を図り安定した経営に積極的に取り組んでいくものとする

- (1) 施設職員と施設外ヘルパーとの間の適正な業務調整を計りより良質なサービスの提供と合理的な施設運営を図る。
- (2) 安心して自立した生活が送れるよう組織をあげて利用者の心身等に対する支援策を強化する。
- (3) 措置施設として、行政からの委託による施設であるが、利用者の確保については、あらゆる方法で養護の現状をPRできるように鋭意努力をする。
- (4) 宿直体制について、平成27年度からは特養は要件を満たせば宿直の必要がなくなり、現在養護を中心に職員を含め宿直しているが、人手のない夜間の緊急時に的確な対処ができるよう訓練を強化し、非常時に備えたい。
- (5) 利用者からの預り金管理体制について

特養は四半期ごとに残高を確認してもらう体制ができているが、養護は預かる人数と金額が多く家族のいない人もいる等、各事業でそれぞれに作られており、預り金管理体制を見直し定期的に法人会議でも報告しており、内部牽制の更なる強化をしていきたい。

4. 財務の透明化新会計基準での処理

事業の経営が大規模になり新会計基準により会計処理を

一元化し、新会計基準での4年目の決算を迎えることになる。本年度制度改革により、本法人は一定以上の収入がある法人として昨年度より会計監査人による監査が始まり、深く入り込んだ指摘があり相談しながら円滑な監査ができるよう協力していきたい。それには毎月の契約会計事務所のチェック、今迄と違う法人内内部監査は会計にとどまらず施設のチェックがあり、複数の職種で他の拠点のチェックを実施し機能の強化を図り、間違いのない会計処理の努めるとともに財務の透明化を計りホームページ等で公表していきたい。

5. 防災体制の強化

- (1) あらゆる災害を想定した防災訓練の見直し、BCPを策定しており、それを基にした訓練を法人全体で実施していく。
- (2) 東日本大震災を教訓に備蓄品を7日間分にしており。購入器具等常に使用できるように定期的に点検等を実施し、食料品について長期にわたる場合も考慮し献立も飽きのこない内容にする等工夫したものにし、水は使い道も多く不足しがちで大きく見直し、食数についても職員の帰宅困難者に備えた数とする。また医薬品や関連器具なども十分に備えておく。
- (3) 停電等による通信機器の障害に備え、パソコンのネットワークをオンラインにしておく。

6. 施設の情報発信・情報開示について

施設の情報発信・情報開示の手段として、ホームページを利用しているが、頻繁に外部から問い合わせも多くなっていることで、古くなったホームページのリニューアルを検討しており、施設からの情報発信を頻繁に更新し、施設の利用等の相談を速やかにしていき、法人就職説明会の開催情報も求人対策の一翼であり見やすい好印象の効果のあるホームページづくりに努めたい。

7. 法人運営と各施設事業との調整を図る。

- (1) より良い法人機能の見直しと強化のため、ひとり体制の給

与事務担当や法人機能が活かされるような職員配置を見直し適正な人事を検討していきたい。

- (2) 既存事業運営、新規整備事業を円滑にし、推進する。
- (3) 常に実態の即した諸規程の見直しを図る。
- (4) E P Aによるベトナム人を含む、人材確保に向けての活動の推進

7. 地域、ボランティアの効果的活用について

本法人の介護保険施設は、従来も各種ボランティアの協力を得てきたところだが、いくつかの施設は個室ユニット型がウエイトを占めてきており、より一層地域・ボランティアの協力が不可欠の要件となってきた。そのことを認識し地域と施設の合理的、また良質のサービスを提供するためにも好ましい関係のあり方について検討を重ねていきたい。

8. その他

感染症対策について

各種感染症の予防については、職員への研修を繰り返し実施するとともに、外部からの面会者などにも消毒や等マスク着用などで協力をいただいているが、さらに機器による予防の検討をし、周知徹底を諮っていきたい。一挙に増えるインフルエンザ、ノロウイルス、疥癬等のマニュアルの周知徹底を図りたい。

- (1) 全職員へ感染症予防の研修を徹底し、職員個々の健康管理に努めるとともに手洗い・うがいを励行する。
- (2) 消毒用の洗剤や清掃用具も清潔を心がけることを徹底。
- (3) 加湿器、イオン発生機等の利用
浮遊する感染源となるウイルス・カビ菌などをイオン効果により除菌・浄化する効果がある。